

## 審査基準整理票

処 分 名	企業立地促進助成措置対象事業者の認定内容の変更の承認		
根拠法令名	大津市企業立地促進条例 (平成18年条例第7号)	第6条第1項	
基準法令名			
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課 工業・労政グループ		
標準処理期間	14日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 <span style="float:right">】</span>          ・掲載図書等【 <span style="float:right">】</span>          ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>当該変更後の内容が大津市企業立地促進条例施行規則別表第3に定める要件に適合していること。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>第6条 前条第1項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。